

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年9月28日（平成30年（行情）諮問第427号）

答申日：平成30年12月20日（平成30年度（行情）答申第359号）

事件名：特定ウェブサイトに記載されている弾道ミサイルが日本に落下する可能性があるとして判断した場合等における危機対応をシミュレーションした文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について」（別紙。省略）に記載されている、弾道ミサイルが「（1）日本に落下する可能性があるとして判断した場合、（2）日本の上空を通過した場合、（3）日本の領海外の海域に落下した場合」についての中央省庁及び原発施設における危機対応をシミュレーションした書類」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月19日付け閣副事態第151号により内閣官房副長官補（以下「内閣官房副長官補」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

請求する行政文書の名称等は、Jアラートに関して「・・・中央省庁及び原発施設における危機対応をシミュレーションした書類」であった。ところが、国の安全が害されるおそれがあるとして、存否応答拒否となった。しかし、中央省庁及び原発施設の周辺には多数の民間人が存在する。民間人の危機対応に関する書類は開示すべきである。

（2）意見書

内閣総理大臣の理由説明書によれば、「行政文書の存在の有無を明らかにすることによって、現時点における我が国の危機管理に関する準備状況が推察され、国の安全が害されるおそれ」から、法5条3号の効果を生じ、そのため法8条の規定により存否の応答を拒否との主張である。

当方は、本年3月20日付けで「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について（別紙。省略）に記されている、弾道ミサイルが「（1）日本に落下する可能性がある」と判断した場合、（2）日本の上空を通過した場合、（3）日本の領海外の海域に落下した場合」についてのシミュレーションをした書類」を請求する行政文書として提出した。その後、補正の指摘を受け、「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について（別紙。省略）に記されている、弾道ミサイルが「（1）日本に落下する可能性がある」と判断した場合、（2）日本の上空を通過した場合、（3）日本の領海外の海域に落下した場合」についての中央省庁及び原発施設における危機対応をシミュレーションをした書類」に変更した。

弾道ミサイルへの対応に関しては、内閣府ホームページに種々の情報が提示されている。「弾道ミサイル落下時の行動について」（資料1。省略）には、弾道ミサイル落下時の行動について、「国民保護ポータルサイト 武力攻撃やテロなどから身を守るために」において、「事前に確認しておきましょう」と記述されている。

「内閣官房 国民保護ポータルサイト」（資料2。省略）には、上部に「国民保護計画・国民保護業務」を示す部分がある。そこを開くと「国民の保護に関する計画の策定状況」（資料3。省略）があり、「【国】国民の保護に関する基本指針（閣議決定・国会報告）」や、「【指定行政機関（各省庁）】国民保護計画」という記述がなされている。その下の「内閣府」のところを開くと、「内閣府国民保護計画」（資料4。省略）が出てくる。10頁の「第2節 武力攻撃災害への対処に関する処置」では、「②国民に対する適時適切な情報提供」として、「正確な情報を適時適切に提供するものとする」と記述されている。

以上のように、弾道ミサイルへの対応は、国民保護計画として、省庁や原発施設に対して危機対応が策定されている。一般的に危機対応は、弾道ミサイルの落下をシミュレーションした結果に基づき策定されたと考えられる。そのシミュレーションの結果が公表されているのであるから、その基となったシミュレーションが「我が国の危機管理に関する準備状況が推察され、国の安全が害されるおそれ」があるとはいいい切れないだろう。国の安全が脅かされるというのであれば、保護計画は公表できないはずである。

さらに、法6条は、不開示情報を区分して開示することを義務付けている。

したがって、シミュレーションの都合の悪い部分を非開示にすれば対

応は可能である。

また、「第2節 武力攻撃災害への対処に関する処置」では、「②国民に対する適時適切な情報提供」が挙げられている。当方が情報公開請求したのは特に、「中央省庁及び原発施設における危機対応をシミュレーションをした書類」である。中央省庁には通常時一般人が出入りしているし、原発施設周辺には近隣住民が居住していることから、危機対応の中には一般人への対応が当然存在する。そうであれば、一般人への危機対応は普段から周知すべき情報であり、国の安全を脅かす情報ではない。したがって、こうした情報は「②国民に対する適時適切な情報提供」として開示しなければならない行政文書である。

以上により、内閣総理大臣は、法8条に該当するとの主張であるが、既に国民保護計画が公表されている状況で、さらに、国民への情報提供も課せられているのであり、「法5条3号の効果を生じ、そのため法8条の規定により存否の応答を拒否」との理由説明は、国民保護計画の種々の規定に反したものである。

よって、処分を取り消し開示せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、当該行政文書の存在の有無を明らかにすることによって、現時点における我が国の危機管理に関する準備状況等が推察され、国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に規定する情報を開示することと同様の効果が生じるため、法8条の規定に基づき、存否の応答を拒否することとしたところ、審査請求人から、原処分に対する取消しを求めて本件審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び原処分について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、「中央省庁及び原発施設の周辺には多数の民間人が存在する。民間人の危機対応に関する書類は開示すべきである。」旨主張しているが、原処分については、当該行政文書の存在の有無を明らかにすることによって、現時点における我が国の危機管理に関する準備状況等が推察され、国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に規定する情報を開示することと同様の効果が生じるため、法8条の規定に基づき、存否の応答を拒否することとしたところである。

処分庁は、上記のとおり、本件開示請求を受け、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断しており、原処分は妥当である。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は維持されるべきである。

3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であり、これを維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月4日 | 審議 |
| ⑤ 同月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 原処分において、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

弾道ミサイルの発射に際し、内閣官房副長官補において、どのように情勢を把握し、関係省庁との連携を含めどのように対応する準備を行っているのか等については公表しておらず、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、内閣官房副長官補が、いかなる事態における危機対応をシミュレーションしているのかが明らかとなり、結果として、国の安全を害するおそれがあることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは法5条3号の不開示情報を開示することとなる。

- (2) そこで、検討すると、審査請求人が行政文書開示請求書に別紙として添付した内閣官房国民保護ポータルサイトにも掲載されているとおり、政府としては、弾道ミサイルの発射に際し、「日本に落下する可能性がある」と判断した場合、「日本の上空を通過した場合」及び「日本の領海外の海域に落下した場合」等に、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達を行う旨は公表していることが認められる。

しかし、上記の各事態等が発生した場合において、内閣官房副長官補が具体的にどのように情勢を把握し、関係省庁との連携を含めどのように対応する準備を行っているのかについては公表しておらず、仮に、上記の各事態等を想定した危機対応に係る文書の存否を明らかにすることとなれば、内閣官房副長官補がいかなる事態における危機対応をシミュレーションしているのかが明らかとなり、結果として、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

とする諮問庁の説明は否定し難く、本件対象文書の存否に関する情報は法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条3号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条3号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久